茨城町有料広告掲載要綱

平成２０年３月２８日

要綱第３号

改正　平成２８年３月３１日要綱第５号

（趣旨）

第１条　この要綱は，茨城町（以下「町」という。）の新たな財源確保を図るため，民間企業等の広告を有料で掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

（広告媒体）

第２条　広告を掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）は，次の各号に掲げるものとする。

（１）　広報いばらき

（２）　町が管理するホームページ（以下「町ホームページ」という。）

（３）　町で使用する封筒（以下「封筒」という。）

（４）　その他町長が広告の掲載を適当と認めるもの

（掲載要件）

第３条　掲載できる広告は，公共性を損なうおそれのないものであって，次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（１）　法令等の規定に違反するもの又はそのおそれのあるもの

（２）　町の信用若しくは品位を害し，又は業務遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

（３）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業に該当するもの

（４）　政治活動，宗教活動，意見広告又は個人の宣伝に係るもの

（５）　詐欺的その他正当な取引とは認められない取引に関するもの

（６）　集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの

（７）　虚偽，誇大又は紛らわしい表現により誤解や不利益を与えるおそれのあるもの

（８）　その他掲載する広告として妥当でないと町長が認めるもの

（規格，掲載料等）

第４条　広告の位置，規格及び掲載料は，別表に掲げるとおりとする。

（広告の募集）

第５条　町長は，広告媒体に広告を募集するときは，広報いばらき及び町ホームページに募集内容等を掲載するものとする。

（掲載の申込み）

第６条　広告掲載希望者は，茨城町有料広告掲載申込書（様式第１号）に広告の原稿を添えて，町長に提出するものとする。

（掲載の決定）

第７条　町長は，前条の申込みがあったときは，その内容を審査のうえ，掲載の可否を決定するものとする。

２　町長は，広告掲載の可否を決定したときは，茨城町有料広告掲載決定通知書（様式第２号）又は茨城町有料広告不掲載決定通知書（様式第３号）により申込者に通知するものとする。

（広告内容の協議）

第８条　広告の内容，デザイン等は，町の信用性，信頼性等を損なうことのないよう，申込者と町の間で協議及び調整をするものとする。

（掲載料の納入）

第９条　広告掲載の決定通知を受けた者（以下「掲載者」という。）は，町長が納入通知書を発した日から１４日以内に掲載料を町の指定する金融機関に納入しなければならない。

（掲載料の還付等）

第１０条　納入済の掲載料は，還付しない。ただし，掲載者の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは，この限りでない。

（掲載者の責任）

第１１条　広告の内容に関する責任は，掲載者が負うものとする。

２　広告原稿等の作成経費は，掲載者が負担するものとする。

（広告掲載の取消し）

第１２条　町長は，町の行政運営上支障があるとき又は指定の期日までに掲載料の納入がないときは，広告の掲載を取り消すことができる。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年要綱第５号）

この要綱は，平成２８年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

広告の位置，規格及び掲載料

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 広告媒体 | 掲載位置 | 規格 | 掲載料 |
| 広報いばらき | 最下段 | 半枠（縦44mm×横82mm） | 2色 | 10,000円／号 |
| 全枠（縦44mm×横170mm） | 20,000円／号 |
| 町ホームページ | トップページ | 縦50ピクセル横150ピクセル形式GIF，容量10KB以下 | カラー | 10,000円／月 |
| 窓口封筒 | 裏面 | 1枠（縦40mm×横100mm）窓口用長3封筒 | 単色（黒） | （1枠）1枚当たり2.0円 |

様式第１号（第６条関係）

茨城町有料広告掲載申込書

　　年　　月　　日

茨城町長　あて

申込者　住所（所在地）

氏名（名称）　　　　　　　　　　　　印

電話番号

担当者氏名

有料広告の掲載について，原稿を添えて下記のとおり申し込みます。

記

１　広報いばらき

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載号 |  |
| 掲載スペース | 半段　　　　1段 |

　＊「掲載号」には希望する全ての号を御記入ください。

　　　毎月1日号（広報いばらき），15日号（おしらせ版）発行（1月は1日号のみ発行）

２　町のホームページ

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載期間 |  |
| リンク先アドレス |  |

３　町の封筒

|  |  |
| --- | --- |
| 封筒の種類等 |  |

　＊封筒の種類，規格，枚数等を御記入ください。

４　その他

|  |
| --- |
|  |

様式第２号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

茨城町有料広告掲載決定通知書

年　　月　　日

様

茨城町長　　　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで申込みのありました広告掲載について，下記のとおり掲載することに決定したので通知します。

記

１　掲載内容等

　□　広報いばらき

□　町のホームページ

□　町の封筒

□　その他（　　　　　　　　）

２　掲載期間等

３　広告掲載料

４　条件等

（１）広告掲載料は，納入通知書を発した日から１４日以内に町指定金融機関に納入してください。(手数料は自己負担)

（２）町は発行，作成，運営，運行上重要な変更，支障が生じたときは，この決定通知を変更又は解除することができます。

（３）（２）の決定通知の変更又は解除の結果，申込者に損害が生じても，町は賠償の責任を一切負わないものとします。

様式第３号（第７条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

茨城町有料広告不掲載決定通知書

年　　月　　日

様

茨城町長　　　　　　　　　印

　　年　　月　　日付けで申込みのありました広告掲載について，下記のとおり掲載

しないことに決定したので通知します。

記

１　掲載内容等

□　広報いばらき

□　町のホームページ

□　町の封筒

□　その他（　　　　　　　　）

２　掲載できない理由